

特別養護老人ホーム第二茂庭苑 運営規程（要点版）

（事業所の名称等）

名 称 特別養護老人ホーム 第二茂庭苑
所在地 仙台市太白区茂庭台二丁目 15 番 15 号

（職員の職種、人数、及び職務内容）

- （1） 管理者
苑長 1 名（常勤職員）
- （2） 介護職員等
介護職員 31 名以上（常勤換算）
看護職員 3 名以上（常勤換算）
生活相談員 1 名以上（常勤）
介護支援専門員 1 名以上（常勤）
管理栄養士 1 名以上（常勤）
機能訓練指導員 1 名以上（常勤）
医師 1 名以上（嘱託）
- （3） 事務職員 1 名以上
必要な事務を行う。

（入居定員）

入居定員は 100 名とする。（ユニット数 10、1 ユニット 10 名）

（職員の休日、勤務時間及び休憩時間）

- （1） 職員の勤務時間は、1 日について 8 時間、1 週間について 40 時間とします。ただし、業務の都合により、1 年又は 4 週間を平均し 1 週間当たりの勤務時間が 40 時間を超えない範囲で、特定の日において 8 時間又は特定の週において 40 時間を超えて労働させることができます。
- （2） 正規職員の勤務日数は、月 21 日（2 月は 20 日）とし、年間 251 日勤務とする（年間休日は 114 日、うるう年は 2 月に休日を 1 日加算）。ただし、準職員・パート職員等については、雇用契約書によるものとする。
- （3） 職員の勤務の始業・終業・休憩時間は、別表 1 のとおりとします。

別表1

職員勤務時間表

特別養護老人ホーム 第二茂庭苑

職 種	形 態	勤務時間		実 働 時 間 (H)	休 憩 時 間
		始業	終業		
生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 機能訓練指導員 事務	日 勤	8 : 30	17 : 30	8	12 : 00~13 : 00 13 : 00~14 : 00
看護師	早 番	7 : 00	16 : 00	8	11 : 00~12 : 00 12 : 00~13 : 00 13 : 00~14 : 00 15 : 00~16 : 00
	中 勤	8 : 00	17 : 00	8	
	日 勤	8 : 30	17 : 30	8	
	遅 番	11 : 00	20 : 00	8	
介護員	早 番	6 : 00	15 : 00	8	11 : 00~12 : 00 12 : 00~13 : 00 13 : 00~14 : 00 16 : 00~17 : 00 11 : 30~ 0 : 30 0 : 30~ 1 : 30 1 : 30~ 2 : 30 2 : 30~ 3 : 30 3 : 30~ 4 : 30 4 : 30~ 5 : 30
	日 勤	8 : 30	17 : 30	8	
	準日勤	13 : 00	22 : 00	8	
	夜 勤	21 : 30	翌6 : 30	8	